

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成25年6月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成25年5月27日

高松市長 大西秀人

4中「総合評価A【土木工事】」，「総合評価A【建築工事】」，「総合評価B【土木工事】」，「総合評価B【建築工事】」，「総合評価C【土木工事】」または「総合評価C【建築工事】」を「総合評価I型(施工計画(土木)採用)」，「総合評価I型(施工計画(建築)採用)」，「総合評価I型(施工計画(設備)採用)」，「総合評価I型(施工計画不採用)」または「総合評価II型」に改め，4(1)中「(7)」を「(6)」に改め，4(2)中「総合評価A【土木工事】」を「総合評価I型(施工計画(土木)採用)」に，「高松市総合評価落札方式試行要領（平成20年1月24日施行）第2条第2項第1号に規定する簡易型（Aタイプ）の総合評価落札方式による入札で」を「高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）第2条第1項第1号に規定する簡易型総合評価落札方式による入札で，同要領別表による施工計画（土木）を評価項目として採用し，同要領およびその細則」に，「，同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】および」を「ならびに」に改め，4(2)イ(エ)中「企業の地域性・社会性」を「その他」に改め，4(3)中「総合評価A【建築工事】」を「総合評価I型(施工計画(建築)採用)」に，「高松市総合評価落札方式試行要領第2条第2項第1号に規定する簡易型（Aタイプ）の総合評価落札方式による入札で」を「高松市総合評価落札方式実施要領第2条第1項第1号に規定する簡易型総合評価落札方式による入札で，同要領別表による施工計画（建築）を評価項目として採用し，同要領およびその細則」に，「，同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準【建築工事】および」を「ならびに」に改め，4(4)および(5)を次のように改める。

(4) 「総合評価I型(施工計画(設備)採用)」とは，価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第1項第1号に規定する簡易型総合評価落札方式による入札で，同要領別表による施工計画（設備）を評価項目として採用し，同要領およびその細則，17（(1)アを除く。）の規定ならびに(2)アからウまでに定めるところにより評価を行うものをいう。

(5) 「総合評価I型(施工計画不採用)」とは，価格と価格以外の要素を総合的に評価

して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第1項第2号に規定する簡易型総合評価落札方式による入札で、同要領およびその細則、17((1)アを除く。)の規定ならびに(2)アからウまで(イ(ア)を除く。)に定めるところにより評価を行うものをいう。

4(6)中「総合評価C【土木工事】」を「総合評価Ⅱ型」に、「高松市総合評価落札方式試行要領附則第2項の規定により読み替えて適用する同要領第2条第2項第2号に規定する簡易型(Cタイプ)((7)および」を「高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する特別簡易型総合評価落札方式(」に、「簡易型(Cタイプ)」を「Ⅱ型」に改め、「入札で」の次に「、同要領およびその細則」を加え、「、同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】および」を「ならびに」に、「総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】」を「同細則3(7)」に改め、4(6)イ(イ)中「企業の地域性・社会性」を「地域精通度(工事場所からの近接の度合い)」に改め、4(7)を削り、4(8)中「高松市総合評価落札方式試行要領第5条第3項本文」を「高松市総合評価落札方式実施要領第5条第3項本文」に改め、4(8)を4(7)とする。

12(6)ア中「法人にあっては本店または本社である営業所(建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。)」を市内に有する法人で、市内に当該業種に係る営業所を有するものでなければならず、個人にあっては当該業種に係る本店である営業所を市内に有する者」を「高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領(平成20年4月1日施行)第4条第4項第1号に規定する市内企業」に改め、12(6)イ中「当該業種に係る営業所を市内に有する者」を「高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項第1号に規定する市内企業または同項第2号に規定する準市内企業」に改め、12(6)ウ中「係る市内の営業所」の次に「(建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。)」を加え、12(7)中「高松市の入札参加資格者名簿」を「高松市建設工事競争入札参加資格者名簿」に改め、後段として次のように加える。

また、これらの要件が「市内企業」、「準市内企業」および「市外企業」別に定められた場合におけるこれらの用語の意義は、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項各号の定めるところによる。

12(15)キ中「高松市の入札参加資格者名簿」を「高松市建設工事競争入札参加資格者名簿」に改める。

14(1)ア中「、(8)ア」を「および(8)ア」に改め、「ならびに(9)アからウまでに掲げる書類」を削り、14(1)オ(ア)中「内容(」の次に「営業所(建設業法第3条第1項の営業所をいう。)」につき高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項第1号または第2号に規定する申告がなされていること、および」を加え、14(1)オ(ア)a中「CORINS」を「コリンズ」に改め、14(1)オ(ア)b中「いう」を「いい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号または第15条第2号に定める営業所の

専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が2,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する」に改め、14(1)オ(ア)に次のように加える。

- e 営業証明書（市内企業または準市内企業であつて、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していないものに対し提出を求める証明書をいう。（イ）eにおいて同じ。）

14(1)オ(イ)中gをhとし、fをgとし、eをfとし、dの次に次のように加える。

- e 営業証明書

14(1)オ(ウ)中「g」を「h」に改め、14(8)中「総合評価A【土木工事】または4(3)に規定する総合評価A【建築工事】」を「総合評価I型(施工計画(土木)採用)、4(3)に規定する総合評価I型(施工計画(建築)採用)、4(4)に規定する総合評価I型(施工計画(設備)採用)または4(5)に規定する総合評価I型(施工計画不採用)」に改め、「次に掲げる書類」の次に「(総合評価I型(施工計画不採用)にあつては、アおよびイに掲げる書類を除く。)」を加え、14(8)イ中「総合評価A【土木工事】にあつては施工計画書(土木)(総合評価様式2-1号)、総合評価A【建築工事】にあつては施工計画書(建築)(総合評価様式2-2号)」を「施工計画書(総合評価様式2-1号)」に改め、14(8)ウ中「様式2-3号」を「様式2-2号」に改め、14(8)エを次のように改める。

- エ 次の(ア)および(イ)に掲げる評価項目に係る評価を受けようとする場合にあつては、それぞれ(ア)および(イ)に掲げる書類

- (ア) 災害時の活動体制 「災害時の活動体制」申告書(総合評価様式2-3号)

- (イ) 市内企業の活用 「市内企業の活用」申告書(総合評価様式2-4号)

14(8)オ中「(キ)」を「(ウ)」に、「(エ)」を「(ウ)」に改め、(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、(オ)から(キ)までを削り、14(8)カ中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(ウ)まで」に、「(ア)に掲げる同意書、(イ)に掲げる同意書または証明書の写し、(ウ)に掲げる証明書の写しおよび(エ)に掲げる申告書」を「(ア)に掲げる証明書の写し、(イ)に掲げる同意書および(ウ)に掲げる同意書または証明書の写し」に改め、(ア)および(イ)を削り、14(8)カ(ウ)中「様式2-6号」を「様式2-5号」に、「様式2-7号」を「様式2-6号」に改め、14(8)カ中(ウ)を(ア)とし、14(8)カに次のように加える。

- (イ) 営業所の拠点性における常時雇用職員数 市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書(総合評価様式2-7号)

- (ウ) 営業所の拠点性における自社ビル等保有状況 所有建物に係る照会同意書(総合評価様式2-8号)または登記事項証明書

14(8)カ(エ)および(9)を削り、14(10)中「および(9)アからウまで」および「および(9)ア」を削り、「(8)カ(ア)および(イ)」を「(8)カ(イ)および(ウ)」に、「(11)」を「(10)」に改め、14(10)を14(9)とし、14(11)中「(8)カ(ア)」を「(8)カ(イ)」に改め、14(11)を14(10)とし、14(12)中「および(9)イ」を削り、「(8)カ(イ)」を「ならびに(8)カ(ア)」に改め、「ならびに(8)カ(エ)に掲げる申告書」を削り、「それぞれ(8)および(9)」を「(8)」に改め、14(12)を14(11)とし、14(13)中「(8)および(9)」を「および(8)」に改め、14(13)を14(12)とし、14(14)を14(13)とする。

15(2)イ中「要件」の次に「(直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、(エ)の要件を除く。)」を加え、15(2)イ(ウ)中「係る要件」の次に「(建設工事に係る平成25年6月1日から平成27年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間および方法等について定める件(平成24年高松市告示第920号)別表備考2(1)括弧内または(2)括弧内の資格を含む。)」を加え、15(2)ウ中「エ」を「ウ」に改め、「または(9)ア」を削る。

17(1)イ中「(4)ア」および「(4)イ」を削り、17(1)イ(ウ)中「(4)ア」を削る。

21中「CORINS」を「コリンズ」に改める。

23(3)中「(平成18年6月1日施行)」を削り、23(7)中「(平成20年4月1日施行)」を削り、「高松市総合評価落札方式施行要領(同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準を含む。)」を「高松市総合評価落札方式実施要領およびその細則」に改める。

別表第2①の款価格競争の項中「・委任状(営業所への委任) ※3」を「・委任状(営業所への委任) ※3」に改め、同表4

総合評価の款中「簡易型Cタイプ」を「II型」に改め、同款総合評価A(土木工事)の項

中「総合評価A(土木工事)」を「総合評価I型(施工計画(土木)採用)・総合評価I型(施工計画(建築)採用)・総合評価I型(施工計画(設備)採用)」に、
 「・技術提案書
 ・施工計画書(土木)
 ・施工実績・技術者申告書
 ・企業の社会性等申告書
 ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書※4」

- ・所有建物に係る照会同意書 ※5
- ・加入等証明書(締結団体等用)または(連携団体等用) ※4
- ・社内研修実施申告書 ※4

- 「・技術提案書
- ・施工計画書
- ・施工実績・技術者申告書
- ・「災害時の活動体制」申告書 ※5
- ・加入等証明書(締結団体等用)または(連携団体等用) ※5
- ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※6
- ・所有建物に係る照会同意書 ※7
- ・「市内企業の活用」申告書 ※6

に改め、同表備考1中に「総合評価A（建築工事）」

「総合評価I型を（施工計画不採用）」

に、

- 「・技術提案書
- ・施工計画書（建築）
- ・施工実績・技術者申告書
- ・企業の社会性等申告書
- ・市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書 ※4
- ・所有建物に係る

を

- 「・施工実績・技術者申告書
- ・「災害時の活動体制」申告書 ※5
- ・加入等証明書(締結団体等用)または(連携団体等用) ※5
- ・市・県民税特別徴収対象職

に改め、同表備考1中

る照会同意書 ※5	員数照会同意書※6
・加入等証明書 (締結団体等 用)または(連 携団体等用) ※4	・所有建物に係 る照会同意書 ※7
・社内研修実施 申告書※4	・「市内企業の 活用」申告書 ※6

「企業の社会性等申告書」を「「災害時の活動体制」申告書」に改め、同表備考6中「※5」を「※6および※7」に改め、「書類は」の次に「、市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外において」を加え、同表備考6ただし書中「※5」を「※7」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「※4」を「※5」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 ※4を付した書類は、市内企業または準市内企業であって、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していないものが、提出の必要がある。